

平成28事業年度事業計画

平成28事業年度は、改正労働安全衛生法の全面施行や産業保健活動総合支援事業の実施等の動向を踏まえ、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保に資するため、引き続き学校法人産業医科大学に対する助成及び同大学学生への修学資金の貸与、産業医等産業保健関係者への産業医学情報の提供、産業医等の能力向上のための委託研修の実施及び各種講習会の開催、産業医学に関する調査研究の促進等の事業を推進することとする。このため、次の諸施策を積極的に展開することとする。

1 学校法人産業医科大学に対する助成

産業医科大学の目的である産業医等産業保健に関わる人材の育成と産業医学水準の向上に資するため、産業医科大学の運営に要する経費を助成するとともに、その執行について、必要な指導監督を行う。

2 修学資金の貸与

産業医科大学の医学部及び産業保健学部の学生に対する修学資金の貸与を行うとともに、定期報告の内容審査及び返還義務が確定している者に係る債権管理を的確に行う。

また、修学資金の返還猶予、返還免除の取扱い等を審議するために修学資金運営委員会を開催する。

更に、産業医活動の変化等に対応した制度運営についての調査検討を行う。

3 産業医学情報の収集と提供

産業医学情報を調査・収集し、産業医等産業保健関係者に対し提供する。

(1) 産業医学関係図書の出版

産業保健関係者に広く産業医学情報の普及を図るため、「産業医学ジャーナル」については、改正労働安全衛生法の全面施行に伴う現場実務に役立つ情報等の提供を行う。また、「産業医学レビュー」については、産業医学上の重要テーマについて、専門家による当該テーマに係る国内外の情報・文献等を収集・分析した上での論評を取り上げる。

また、単行本については、産業保健スタッフ等を対象とした「How to 産業保健」シリーズの継続発行を行うとともに、実施が本格化するストレスチェック制度やリスクアセスメントの実施が義務化される化学物質管理等産業保健に係る重要テーマに関する産業保健関係者のニーズを踏まえた新刊書籍の発行に取り組む。

(2) ホームページ等における情報提供機能の充実

イ 前年度改修を行った財団ホームページを有効に活用し、産業医等産業保健関係者のニーズに応じた的確な産業医学情報を迅速に提供するため、ホームページの内容の充実に取り組む。

ロ 現行のメールマガジンの内容、発信体制の見直しを行い、産業医等産業保健関係者に対する産業医学情報の迅速な提供に努める。

ハ 現場の産業医活動の実態を的確に把握するため、新たな調査体制の検討を進める。

4 産業医等の能力の向上

(1) 産業医研修の実施等

ストレスチェック制度の導入や化学物質に係るリスクアセスメントの義務化等制度改正や産業医学の進歩に的確に対応できるよう、「産業医研修大綱」に基づき、産業医の能力向上を目的とする「リフレッシュ研修」、「スキルアップ専門研修」、「スキルアップ実地研修」及び「産業医研修連絡協議会」の開催を、引き続き都道府県医師会に委託して実施する。また、産業歯科医師に対する研修を日本歯科医師会に委託して実施する。

なお、本委託研修事業の適正な運営を図るため、都道府県医師会に対する監査を継続的・計画的に実施する。

(2) 産業保健活動推進全国会議の開催

産業医制度の発展及び産業保健活動の推進を図るため、産業保健活動推進全国会議を開催し、厚生労働省、日本医師会、都道府県医師会、労働者健康安全機構等産業保健関係機関と連携し、相互間の経験交流及び意見交換を行う。

5 各種講習会等の実施

産業医を対象に実務研修を主体とした「産業医学専門講習会」（3日コース・2会場）及び産業医、産業保健従事者を対象に実践的テーマを中心とした「産業保健実践講習会」（1日コース・6会場）については、ストレスチェック制度の実施本格化や化学物質のリスクアセスメント実施義務化等新たな動向を踏まえた内容となるよう努める。また、産業医等のニーズを踏まえた講座の開催に努める。

6 産業医学に関する調査研究の促進

産業医学の振興と職場における労働者の健康確保のための若手研究者の育成に資するため、産業医等が行う調査研究に対する助成を行うとともに、若手産業医等による研究会を引き続き開催する。

7 その他

(1) 厚生労働省の動向を踏まえた迅速な対応

厚生労働省に設置された「産業医制度の在り方に関する検討会」及び「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」等における検討状況を的確に把握し、その情報提供に積極的に取り組む。

(2) 各種学会への助成等

産業医学に関係ある学会等が開催する学術会議・研究会に対し、財団の事業目的に沿った活動について、助成等を行う。